



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社大紀アルミニウム工業所
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 隆章
(コード番号：5702 東証第一部)
問 合 せ 先 常務取締役 小川 泰司
(TEL06-6444-2751)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 24 日開催予定の第 89 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 適切な人材の招聘を容易にし、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、定款に第 32 条（社外取締役との責任限定契約）及び第 41 条（社外監査役との責任限定契約）の規定を新設するものであります。

なお、第 32 条（社外取締役との責任限定契約）の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設に伴い、条数の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 28 年 6 月 24 日

定款変更の効力発生日 平成 28 年 6 月 24 日

以 上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第32条 ↳ 第39条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(<u>社外取締役との責任限定契約</u>)</p> <p>第32条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第33条 ↳ 第40条</p> <p>(現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>第40条 ↳ 第43条</p> <p>(条文省略)</p>	<p>(<u>社外監査役との責任限定契約</u>)</p> <p>第41条 本会社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p> <p>第42条 ↳ 第45条</p> <p>(現行どおり)</p>

以 上